

あわら市告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の大字及び字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、この届出に係る大字及び字の区域の変更は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営土地改良（区画整理）事業坂井東地区に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

次の区域を上番110字新錐ノ先に編入する。

大字	字	地番
東	2字 上田	10の3 11の3 11の5 11の6 12の3 12の4 13の4 13の5
	4字 寺田	26 27の2

これらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の一部

平成23年3月23日

あわら市長 橋本達也